

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 告示

- 特定非営利活動法人設立の認証の申請 (生活振興課) 五七
  - 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出の訂正 (地域産業課) 五九
  - 国土調査の成果の認証 (農地調整課) 五九
  - 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 五九
  - 土地改良事業の計画変更の同意 (土地改良指導課) 五九
  - 土地改良事業の工事の完了の届出 (土地改良指導課) 五九
  - 道営土地改良事業の工事の完了 (土地改良指導課) 六〇
  - 家畜伝染病の発生 (酪農畜産課) 六〇
  - 特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧 (漁港漁村課) 六一
  - 半島振興法による市町村道の代行工事の開始 (道路計画課) 六一
  - 道路の区域の決定 (道路整備課) 六一
  - 道路の区域の変更(三件) (道路整備課) 六一
  - 都市計画の変更の決定 (都市計画課) 六一
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (都市環境課) 六三
  - 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 六三
- 公 告
- 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課) 六三
- 札幌医科大学告示
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 六三
- 道帯広土木現業所告示
- 特定調達契約に係る入札の公告 六四
- 道人事業委員会告示
- 市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正 六五
- 派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正 六六
- 道警察本部告示
- 一般競争入札に係る資格に関する公示 六七

## 告示

## 告示

○特定調達契約に係る入札の公告  
○特定調達契約に係る落札者等に関する公示

六八  
六九

### 北海道告示第992号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成14年6月11日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年4月24日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 オアナス
- (3) 代表者の氏名 村中賢一郎
- (4) 主たる事務所の所在地 砂川市西4条北6丁目1番14号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、私達にうろおいとやすらぎを与えてくれる「自然環境」及び「生活環境」の保全・整備をめざし、環境を大切にする心を養いながら、環境の保全又は、整備に関する事業のほか、次代を担う青少年の育成のための事業やまちおこしのためのイベント事業などを行い、住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とします。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年5月7日

- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道 真愛
- (3) 代表者の氏名 渡邊 清美
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区月寒中央通9丁目1番10-806号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者の抱えるさまざまな問題を解決するため、きめこまやかな対応のできる相談事業、介護事業を行い、また生涯学習教室等を企画実施し、生きがいづくり仲間づくりの支援をすることにより、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年5月9日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 札幌ふれあい福祉会
- (3) 代表者の氏名 橋 泰克

第1372号

報 公 興 北

<p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区西野9条4丁目4番1号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、保育を必要とする全ての幼児が、安全ですこやかに成長できる、よりよい保育環境づくりを目指し、且つ、保護者の立場に立った必要な保育サービスへの提供を行う、非営利目的の保育事業を行い、また待機児童の解消を目的とし、社会福祉に寄与することを目的とする。</p>	<p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者に対し心身の健康保持及び自立した日常生活を営むことができるよう、専門家により福祉サービスに必要な情報を提供する事業および資産に関する様々な相談を受け、解決に向け助言・支援・提案を行う事業を実施し、高齢者が元気に自信を持って暮らし積極的にまちに出られるようにすることにより地域活性化を推進し、高齢者にとって安心して豊かな暮らしができるやさしいまちづくりを実現する。また高齢者の知識、知恵を子ども達に伝えることにより、高齢者を大切にすることを学び、いじめなどのない健全な子ども達を育ていく。これらの活動を通じて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>
<p>4(1) 申請のあった年月日 平成14年5月10日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 ひまわり会</p> <p>(3) 代表者の氏名 松本ヨシ子</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区美園6条8丁目1番18号</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、障害を抱える人達が地域で当たり前に生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい街となるよう障害を抱える人達や高齢者への福祉増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>7(1) 申請のあった年月日 平成14年5月17日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道エリッジ・カウンセリングセンター</p> <p>(3) 代表者の氏名 尾形美恵子</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北2条西2丁目19番地1</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は家庭生活・人生・教育・経済等の悩みに対して、カウンセリングを行ない、また教養を豊かにする研修を及び講座を開設し、男女共同参画社会をめざして、住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>5(1) 申請のあった年月日 平成14年5月16日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 Ba u 集団</p> <p>(3) 代表者の氏名 川村 善規</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 帯広市西2条南32丁目6番地川村善規宅内</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、建築技術に関する幅広い分野で、調査研究及び教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力をを行い、建築界の技術水準の高揚、建築物の品質向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健全なまちづくり、環境の保全、地域安全、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>8(1) 申請のあった年月日 平成14年5月27日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 ヒューマン・ライフ・プロジェクト・ジャパン</p> <p>(3) 代表者の氏名 西村 拓夫</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 岩見沢市日の出町30番地14</p> <p>(5) 定款に記載された目的 この法人は、日本の文化を基盤として、発展途上国の国民に対し、生活環境の改善、子どもたちの教育、生活援助に関する事業を行い、同じ地球人として助け合い、学び合い、国際協力及び地球の平和の推進に寄与することを目的とする。</p>
<p>6(1) 申請のあった年月日 平成14年5月17日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 高齢者支援センター</p> <p>(3) 代表者の氏名 高橋 博子</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北5条西26丁目1番7号</p>	<p>9(1) 申請のあった年月日 平成14年5月28日</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の名称 幼稚園 あいか</p>

(3) 代表者の氏名 三上 麻生  
 (4) 主たる事務所の所在地 苫小牧市柳町4丁目6の6番地  
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、元気で健やかに子どもが育つために、幼児の人権を守り、福祉、教育問題を共に考え、働く女性や、核家族の子育て支援、及び地域の子育て支援と、子ども達の健全育成に寄与する事を目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成14年5月29日  
 (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道パイオ産業振興協会  
 (3) 代表者の氏名 富田 房男  
 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北7条西2丁目8番地 北ビル内  
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、パイオアイランド北海道をめざし、パイオテックロジエの暮らしや環境への利用やパイオアイソグストリーの振興のために、公開セミナーや技術研修、産学官の交流などの各種事業を通じて、パイオテックロジエに対する道民の理解を深めながら、技術の普及、定着による道民生活の安定と向上を図る等社会全体の利益の増進に貢献し、まちづくりに寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成14年5月29日  
 (2) 特定非営利活動法人の名称 小樽トラスト協議会  
 (3) 代表者の氏名 中 一夫  
 (4) 主たる事務所の所在地 小樽市花園4丁目1番1号 おたる無尽ビル  
 (5) 定款に記載された目的 この法人は、小樽のもつ貴重な歴史と文化の有形無形の財産を未来へ継承していくため、市民の心と力を結集し、保存活用に向けた様々な活動を進め、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

北海道告示第 993 号

北海道告示第843号（大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（変更）の届出）の内容について、届出者から届出の内容を訂正する旨の届出があったので、次のとおり訂正する。  
 平成14年6月11日

1の1のオの(イ)のaの事項中

北海道知事 堀 達也

「開店時刻 午前9時30分」を「開店時刻 午前9時30分（年46日午前9時）」に訂正する。

北海道告示第 994 号  
 国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。  
 平成14年6月11日

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
清水町 地籍図・地籍簿	斜里郡 清水町	字泉	平成11年4月14日から 平成14年3月18日まで	平成14. 6. 4
生田原町 地籍図・地籍簿	紋別郡 生田原町	字安国の一 部	平成11年4月14日から 平成14年2月25日まで	同

北海道告示第 995 号  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年6月3日、中村土地改良区の定款の変更を認可した。  
 平成14年6月11日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 996 号  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成14年5月31日、土別市の行う土地改良（兼内中央地区基盤整備促進【基盤整備】（農道））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。  
 平成14年6月11日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 997 号  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。  
 平成14年6月11日

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
平 取 町	仁世宇1	災害復旧（農地）	平成13. 7. 31

北海道知事 堀 達也

平取町	川向4	災害復旧(農地)	平成14. 3.25	同	門別町土地改良区	幾千世1	同	同	14. 3.20
同	川向5	同	同	同	同	庫富2	同	同	同
沙流土地改良区	岩知志1	(農業用施設)	同	同	同	広富	同	同	14. 3. 8
同	岩知志2	同	同	同	同	豊郷2	同	同	同
同	岩知志3	同	同	同	同	豊郷3	同	同	14. 3.13
同	仁世宇2	同	同	同	同	豊郷4	同	同	同
同	振内1	同	同	同	同	豊郷5	同	同	14. 3.20
同	振内2	同	同	同	同	豊郷6	同	同	同
同	振内3	同	14. 1.31	同	同	豊郷7	同	同	14. 2.28
同	振内4	同	同	同	同	豊郷8	同	同	14. 3. 8
同	貴氣別1	同	同	同	同	豊郷9	同	同	14. 2.28
同	貴氣別2	同	同	同	同	清島3	同	同	14. 3.20
同	貴氣別3	同	同	同	同	幾千世2	同	同	14. 3.13
同	貴氣別4	同	14. 3.25	同	同	緑丘	同	同	14. 3.15
同	貴氣別5	同	同	同	同	太陽1	同	同	14. 3.22
同	貴氣別6	同	同	同	同	太陽2	同	同	同
同	貴氣別7	同	同	同	同	美宇1	同	同	14. 3.15
同	貴氣別8	同	同	同	同	美宇2	同	同	14. 3.22
同	岩知志4	同	同	同	同	共栄1	同	同	14. 3.20
同	旭2	同	同	同	同	共栄2	同	同	同
同	荷負1	同	14. 1.31	同	同	正和	基盤整備促進【基盤整備】(農道)	同	13.12.10
同	小平1	同	同	同	同	本桐中央	同	同	13.10. 1
同	小平2	同	14. 3.25	同	同	門三	同	同	同
同	川向1	同	同	同	同	別町	同	同	同
同	川向2	同	14. 1.31	同	同	石	同	同	同
同	川向3	同	14. 3.25	同	同	三	同	同	同
同	川向1	同	同	同	同	冠町	同	同	同
同	川向2	同	同	同	同	新	同	同	同
同	川向3	同	同	同	同	冠	同	同	同
同	富生1	同	同	同	同	町	同	同	同
同	富生2	同	同	同	同	町	同	同	同
同	富生3	同	同	同	同	町	同	同	同
同	賀張1	同	14. 3. 1	同	同	石	同	同	同
同	賀張2	同	14. 3. 8	同	同	三	同	同	同
同	賀張3	同	同	同	同	別町	同	同	同
同	豊郷1	同	14. 3.20	同	同	石	同	同	同
同	豊郷2	同	同	同	同	三	同	同	同
同	豊郷3	同	同	同	同	三	同	同	同
同	豊郷4	同	14. 3. 1	同	同	三	同	同	同
同	豊郷5	同	14. 3. 1	同	同	三	同	同	同
同	豊郷6	同	同	同	同	三	同	同	同
同	豊郷7	同	同	同	同	三	同	同	同
同	豊郷8	同	同	同	同	三	同	同	同
同	豊郷9	同	同	同	同	三	同	同	同
同	清島1	同	14. 3. 8	同	同	三	同	同	同
同	清島2	同	14. 3. 1	同	同	三	同	同	同
同	清島3	同	14. 3. 1	同	同	三	同	同	同

北海道告示第998号

次のおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第165号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年6月11日

地区名	事業の種類	完了年月日	北海道知事
遠別第3	災害復旧(農業用施設)	平成13. 3.29	堀達也
中幌	同	同 13.12.10	

北海道告示第999号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成14年6月11日

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者・疑似患者の別	発生頭数	発生場所	発生年月日
伝染性海綿状脳症	牛	疑似患者	44	白糠郡音別町	平成14. 5.28
同	同	同	1	同	同 14. 5.30

北海道告示第1000号

漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律第137号）第17条第1項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画（案）を作成したので、次のとおり縦覧に供する。

なお、意見を述べようとする者は、平成14年7月1日（縦覧期間満了の日）までに、意見の内容を記載した書面に、(1)氏名又は名称、(2)住所、(3)連絡先、(4)年齢及び(5)性別を添えて提出することができる。

また、意見の提出方法は、原則として持参、郵便、フアクシミリ又は電子メールによることとし、その提出先は、胆振支庁経済部水産課とする。

平成14年6月11日

1 計画地区及び縦覧場所	計画地区名	縦覧場所	北海道知事 堀 達也
2 縦覧図書	特定漁港漁場整備事業計画（案）		
3 縦覧期間	平成14年6月11日から7月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。）		
4 縦覧時間	午前9時から午後5時まで		

北海道告示第1001号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年6月11日

1 路線名	森町道駒ヶ岳赤井川線	北海道知事 堀 達也
2 工事区間	茅部郡森町字駒ヶ岳353番地先から茅部郡森町字駒ヶ岳353番地先まで	
3 工事の種類	改築	
4 工事開始の日	平成14年6月25日	

北海道告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。  
その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月11日

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達也
2 路線名	北進平取線	
3 道路の区域	間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間	

勇払郡厚真町字幌内1番12地先から 21.00mから 0.600km  
勇払郡厚真町字幌内1番12地先まで 62.00mまで

北海道告示第1003号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月11日

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達也
2 路線名	北進平取線	
3 道路の区域	間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間	

勇払郡厚真町字幌内1番12地先から 28.10mから 0.040km  
勇払郡厚真町字幌内1番12地先まで 63.00mまで 0.040km  
後 28.10mから 0.040km  
後 66.00mまで

北海道告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月11日

北海道知事 堀 達也

道路の種類	道路	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
1 道路の種類	道路				
2 路線名	上士別ビバカルウシ線				
3 道路の区域	区				
		変更前	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
		後の別			
		前	10.92mから	170.00m	道道士別滝ノ上線における7.27mの間
		後	15.60mから	170.00m	道道士別滝ノ上線における7.27mの間
			29.75mまで		

北海道告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月11日

北海道知事 堀 達也

道路の種類	道路	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
1 道路の種類	道路				
2 路線名	杏形仙法志鷺泊線				
3 道路の区域	区				
		変更前	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
		後の別			
		前	18.40mから	413.90m	—
		後	46.50mまで	413.90m	—
		後	18.40mから	413.90m	—
		後	46.50mまで	—	—
		後	20.40mから	405.09m	—
		後	61.00mまで	—	—

北海道告示第1006号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり

変更した。その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年6月11日

北海道知事 堀 達也

1 苫小牧圏都市計画臨港地区に係る事項					
(1) 都市計画の種類	臨港地区				
(2) 都市計画を定めた土地の区域					
	追加する土地の区域				
	苫小牧市晴海町、字勇払、真砂町の各一部				
	除外する土地の区域				
	苫小牧市汐見町1丁目、元中野町1丁目、4丁目、港町1丁目の各一部				
	(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)				
2 札幌圏都市計画道路に係る事項					
(1) 都市計画の種類	道路				
(2) 都市計画を定めた土地の区域					
	種別名	称	起点	終点	主な経過地
	自動車専用道路	札幌自動車道	札幌市西区宮の沢1条3丁目	札幌市白石区米里2条2丁目	札幌市東区北34条東1丁目
	幹線街路	3・1・47号 札幌新道	札幌市西区宮の沢1条3丁目	札幌市清田区里塚3条6丁目	札幌市白石区米里2条2丁目
	(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)				
3 苫小牧圏都市計画道路に係る事項					
(1) 都市計画の種類	道路				
(2) 都市計画を定めた土地の区域					
	種別名	称	起点	終点	主な経過地
	幹線街路	3・3・502号 早来苫小牧通	早来町字安平	苫小牧市沼ノ端	早来町字遠浅
	幹線街路	3・2・301号 北進大通	早来町字北進	早来町字北進	早来町字北進
	幹線街路	3・4・302号 北栄通	早来町栄町	早来町北町	早来町北町
	幹線街路	3・4・303号 安平駅前通	早来町字安平	早来町字安平	早来町字安平
	幹線街路	3・4・304号 早来駅前通	早来町大町	早来町大町	早来町大町
	幹線街路	3・4・305号 役場通	早来町大町	早来町大町	早来町大町

幹線街路 3・4・306号 早来中央通 早来町字北進 早来町大町 早来町大町  
 幹線街路 3・4・307号 北進1号通 早来町字北進 早来町字北進 早来町字北進  
 幹線街路 3・4・308号 ときわ通 早来町大町 早来町大町 早来町大町 早来町大町  
 幹線街路 3・4・309号 本町通 早来町大町 早来町大町 早来町大町 早来町大町  
 (縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

4 美幌都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	終	点	主な経過地
幹線街路 3・4・1号	美禽橋通	美幌町字大通北3丁目	美幌町字鳥里4丁目	美幌町字鳥里	美幌町字新町1丁目
幹線街路 3・4・2号	平和通	美幌町字鳥里3丁目	美幌町字日の出2丁目	美幌町字美富	美幌町字仲町1丁目
幹線街路 3・3・3号	桜通	美幌町字鳥里	美幌町字美富	美幌町字仲町1丁目	美幌町字大通南1丁目
幹線街路 3・3・4号	旭通	美幌町字元町	美幌町字稲美	美幌町字大通南1丁目	美幌町字新町3丁目
幹線街路 3・3・5号	新町大通	美幌町字新町3丁目	美幌町字新町1丁目	美幌町字稲美	美幌町字東2条南5丁目
幹線街路 3・4・6号	美英通	美幌町字大通南4丁目	美幌町字稲美	美幌町字東2条南5丁目	美幌町字稲美
幹線街路 3・4・8号	幸通	美幌町字三橋町2丁目	美幌町字稲美	美幌町字稲美	美幌町字仲町1丁目
幹線街路 3・4・10号	公園通	美幌町字新町3丁目	美幌町字元町	美幌町字稲美	美幌町字稲美
幹線街路 3・3・11号	学園通	美幌町字稲美	美幌町字稲美	美幌町字稲美	美幌町字稲美
幹線街路 3・4・12号	東2条通	美幌町字東2条北4丁目	美幌町字東2条北1丁目	美幌町字東2条北3丁目	美幌町字東2条北3丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第1007号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成14年6月11日

北海道知事 堀 達也

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 釧路郡釧路町字別保原野南21線45番1及び45番2  
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 釧路郡釧路町字別保原野南21線46番20 株式会社釧路厚生社 代表取締役 中山 勝範  
 3 開発許可年月日及び番号 平成14年2月5日 都環第13-3号

北海道告示第1008号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業認可の変更を認可した。  
 平成14年6月11日

施行者の名称	厚真町 若小牧園都市計画下水道事業厚真公共下水道種類及び名称	北海道知事 堀 達也
1 施行者の名称	厚真町	
2 都市計画事業の種類及び名称	若小牧園都市計画下水道事業厚真公共下水道	
3 事業の施行期間	平成10年10月13日から平成21年3月31日まで	
4 事業地	変更なし	
(1) 収用の部分	平成10年北海道告示第1756号の事業地に厚真町新町の一部及び字本郷の一部を加える。	
(2) 使用の部分		

公 告

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の6の4第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。  
 平成14年6月11日

氏名又は名称	続木熱源株式会社	北海道知事 堀 達也
1 氏名又は名称	続木熱源株式会社	
2 代表者の氏名	続木 博之	
3 主たる事務所又は事業所の所在地	北見市南町1丁目5番地の5	
4 指定の年月日	平成14年6月1日	

札幌医科大学告示

第1372号

札幌医科大学告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年6月11日

札幌医科大学長 秋野 豊 明

- 1 落札者に係る特定役務の名称及び数量  
札幌医科大学医学部附属病院医療機器等の保守管理、修理、研磨及び中央管理業務一式
- 2 落札を決定した日  
平成14年4月1日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 株式会社ムトラクノス  
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西17丁目1-2
- 4 落札金額  
81,433,800円
- 5 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示  
平成14年2月19日札幌医科大学告示第7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課  
(2) 所在地 北海道札幌市中央区南1条西16丁目

北海道土木現業所告示

北海道帯広土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラクシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月11日

北海道帯広土木現業所長 秋 山 俊 一

- 1 入札に付する事項  
(1) 調達をする物品等の名称及び数量  
除雪トラック（10t級、6×6、A・G・2W付1台、S・G・1W付5台） 6台  
交換契約により除雪トラック5台（10t級）及び除雪グレーダ1台（3.7m級1台）を契約の相手方に供し、除雪トラック6台（10t級、6×6、A・G・2W付1台、S・G・1W付5

台）を当該契約の相手方から調達する。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成14年11月29日
- (4) 納 入 場 所 北海道帯広土木現業所長が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。  
(1) 平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。  
(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査  
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。  
ア 申 請 の 時 期 平成14年6月11日から7月3日まで  
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係  
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4114
- 5 入札執行の場所及び日時  
(1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所  
会議室（郵送による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道帯  
広土木現業所企画総務部総務課管財係）  
(2) 入 札 日 時 平成14年7月23日 午後1時30分（郵送による場合は、必  
着）  
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。  
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係  
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4114
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い  
ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。  
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係  
イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目1番地  
北海道帯広土木現業所企画総務部総務課管財係  
電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 4114
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札における入札執行は、公開で行う。
- (7) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :  
Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching variable snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : 1 Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 5) Quantity 6

B. Date and time for tender : 13 : 30, July 23, 2002

C. Contract point of notice : Property Supervision Section, General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Obihiro District Public Works Management Office, 1-banchi, Minami 3-chome, Higashi 3-jo, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan.  
Phone : 0155-24-3111 Extension 4114

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第6号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から適用する。

平成14年6月11日

北海道人事委員長 杉 本 聖 治

- 第1項の表渡島支庁管内の項中
- |                     |                |        |    |
|---------------------|----------------|--------|----|
| 「 知内町字重内            | 知内町役場          | 1      | を  |
| 「 知内町字重内<br>恵山町字日ノ浜 | 知内町役場<br>恵山町役場 | 1<br>2 | に改 |
| 「 同表檜山支庁管内の項中       |                |        |    |
| 「 上ノ国町字大留           | 上ノ国町役場         | 2      | を削 |
| 「 同表後志支庁管内の項中       |                |        |    |
| 「 島牧村字泊             | 島牧村役場          | 3      | を削 |
| 「 二セコ町字富士見          | 二セコ町役場         | 2      | を  |

第1372号

報 告 公 報 北 興 道

「二セコ町字富士見留寿都村字留寿都	二セコ町役場留寿都村役場	2	」	に、
「京極町字京極	京極町役場	2	」	を
「京極町字京極積丹町大字美国町字船瀬	京極町役場積丹町役場	2	」	に改
「め、同表上川支庁管内の項中旭川市神居町雨粉	旭川市農業センター	1	」	を削
「り、同表留萌支庁管内の項中羽幌町南町	羽幌町役場	2	」	を
「苫前町字旭羽幌町南町	苫前町役場羽幌町役場	2	」	に改
「め、同表網走支庁管内の項中美幌町字東2条北2丁目	美幌町役場	1	」	を
「東藻琴村387美幌町字東2条北2丁目	東藻琴村老人福祉センター美幌町役場	2	」	に、
「斜里町本町	斜里町役場	1	」	を
「斜里町本町清里町羽衣町	斜里町役場清里町役場	1	」	に、
「上湧別町字屯田市街地西興部村字西興部	上湧別町役場西興部村役場	1	」	を
「西興部村字西興部雄武町字雄武	西興部村役場雄武町役場	3	」	に改

め、同表胆振支庁管内の項中「ほべつ医療・福祉センター」を「穂別町役場」に改め、同表十勝支庁管内の項中

「本別町北2丁目」 | 本別町役場 | 1 | 』 | を削

り、同表根室支庁管内の項中

「中標津町丸山2丁目」 | 中標津町役場 | 1 | 』 | を

「中標津町丸山2丁目 | 中標津町役場 | 1 | 』 | に改

「中標津町北2条西1丁目 | 中標津町役場 | 2 | 』 | 削

める。

第2項の表渡島支庁管内の項中

「木古内町字本町」 | 木古内町健康管理センター | 』 | を

「木古内町字本町 | 木古内町役場 | 』 | に改

「木古内町字本町 | 木古内町健康管理センター | 』 | に改

め、同表宗谷支庁管内の項を削り、同表胆振支庁管内の項の次に次のように加える。

日高	浦河町築地1丁目	浦河町役場
----	----------	-------

**北海道人事委員会告示第7号**

平成13年北海道人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から適用する。

平成14年6月11日

北海道人事委員会委員長 杉 本 聖 治

第1項の表を次のように改める。

支庁管内	所 在 地	部 局 名	級別区分
石狩	千歳市モラッツ新篠津村第46線北	千歳市青年の家支笏湖青少年研修センター新篠津村教育委員会事務局	3
渡島	樫法華村字浜町砂原町字度杭崎	樫法華村教育委員会事務局砂原町教育委員会事務局	2

檜山	乙部町字館浦	乙部町教育委員会事務局	2
後志	蘭越町蘭越町 二七コ町字富士見 京極町字京極	蘭越町総合体育館 二七コ町教育委員会事務局 京極町総合体育館	2 2 2
空知	北竜町字和	北竜町教育委員会事務局	1
上川	下川町幸町	下川町教育委員会事務局	1
留萌	初山別村字初山別	初山別村教育委員会事務局	3
宗谷	稚内市富士見4丁目 浜頓別町字大通西1丁目 枝幸町本町	稚内市少年自然の家 浜頓別町教育委員会事務局 枝幸町教育委員会事務局	2 2 2
網走	西興部村字西興部	西興部村公民館	3
胆振	穂別町字穂別	穂別町教育委員会事務局	2
日高	日高町字日高 平取町本町	日高町教育委員会事務局 平取町中央公民館	3 2
十勝	上士幌町字上士幌東3線 大樹町双葉町 広尾町西4条7丁目 豊頃町茂岩本町	上士幌町教育委員会事務局 大樹町教育委員会事務局 広尾町教育委員会事務局 豊頃町教育委員会事務局	2 2 2 2
根室	別海町別海常盤町 標津町南1条西5丁目	別海町教育委員会事務局 標津町生涯学習センター	2 2

第2項の表上川支庁管内の項中  
「 釧路町市街地本町 | 釧路町教育委員会事務局 | 」を削る。

警察委員会

北海道警察本部告示第106号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。  
平成14年6月11日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類  
平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。  
(1) 契 約 平成14年6月11日に一般競争入札の公告を行うユーロコプター式EC135P1型機体（ざんれい2号）ヘリコプターテレビシステム搭載改修契約  
(2) 資 格 ユーロコプター式EC135P1型機体（ざんれい2号）ヘリコプターテレビシステム搭載改修契約の資格（以下「資格」という。）  
(3) 特定役務の種類 ユーロコプター式EC135P1型機体（ざんれい2号）ヘリコプターテレビシステム搭載改修
- 2 資 格 要 件  
次のいずれにも該当すること。  
(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。  
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。  
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(4) 道税を滞納している者でないこと。  
(5) 平成14年6月1日現在において引き続き2年以上回転翼航空機の修理事業を営んでいること。  
(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。  
(7) 3トン以下の回転翼航空機の製造又は修理の能力があること。  
(8) 製造者のユーロコプターから、ユーロコプター式EC135型ヘリコプターの顧客サービスレベル0 and Iの指定を受けていること。
- 3 資格要件の特例  
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

第1372号

警察委員会 規則

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

協定の適用を受ける。  
平成14年6月11日  
北海道警察本部長 上原美都男

- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期  
資格審査の申請は、平成14年6月11日から7月2日までの間にしなければならない。

1 入札に付する事項  
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
ユーロコプター式EC135P1型機体（ざんれい2号）ヘリコプターシステム搭載改修一式

- (2) 申請の方法  
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。  
(3) 履行期日 平成14年10月18日  
(4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所

- イ 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課
- イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

2 入札に参加する者に必要な資格  
平成14年北海道警察本部告示第106号に規定するユーロコプター式EC135P1型機体（ざんれい2号）ヘリコプターシステム搭載改修契約に関する資格を有すること。

- 5 資格審査の再申請
- (1) 再申請の事由

3 契約条項を示す場所  
北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部施設課  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の際申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

4 入札執行の場所及び日時  
(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）

- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 入札日時 平成14年7月22日 午前10時（郵送による場合は、配達証明郵便で提出することとし、入札日時までに必着とする。）

- (2) 再申請の方法  
再申請しようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(3) 開札場所 (1)に同じ。  
(4) 開札日時 (2)に同じ。

- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

5 入札保証金  
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 有効期間の更新  
資格は、1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

- 7 資格の喪失  
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

6 入札説明書の交付に関する事項  
(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課

- 北海道警察本部告示第107号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ドラクシユで作成された政府調達に関する

北海道警察本部告示第 108 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年6月11日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 小型運転免許証作成装置の随意契約の相手方の決定

- (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
小型運転免許証作成装置の賃貸借 一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日  
平成14年4月1日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所  
ア 氏 名 日本アイエヌ・ティ・エム株式会社  
イ 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- (4) 随意契約に係る契約金額  
29,785,350円
- (5) 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- (6) 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

2 4型カード基体等の随意契約の相手方の決定

- (1) 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ア 随意契約に係る物品等の名称  
4型カード基体 400枚×3入  
高速型用リボン 1,000枚×1入×6種  
ラミネート剤 0.5ℓ×4入  
ヒートローラー上 1個当たりの単価  
ヒートローラー下 1個当たりの単価  
ハロゲンランプ用 ホットスタンプ用 1個当たりの単価  
温度センサー 1個当たりの単価

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否  
要

9 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課  
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2282

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. The nature and quantity of services to be procured : Eurocopter Model EC135P1

(Ginrei-II) Load Helicopter Television System services 1 set

B. Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., July 22, 2002

C. For further information, please contact : Facilities Division, General Affairs  
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,  
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520, Japan

第1372号

北 海 道 公 報

UVランプ	1個当たりの単価	UV反射鏡	1組当たり 6,000円
UV反射板	1個当たりの単価	UV塗布部材	1個当たり 500円
UV反射鏡	1組当たりの単価	エアークイルターセット	1組当たり 11,250円
UV塗布部材	1個当たりの単価	フリントヘッド	1個当たり105,000円
エアークイルターセット	1組当たりの単価	(5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約	
フリントヘッド	1個当たりの単価	(6) 随意契約によつた理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。	
イ 数量（調達予定数量）		(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
4型カード基板	400枚×3入	ア 名 称	北海道警察本部総務部会計課
高速型用リボン	1,000枚×1入×6種	イ 所在地	北海道札幌市中央区北2条西7丁目
ラミネート剤	0.5ℓ×4入		
ヒートローラー上	8個		
ヒートローラー下	8個		
ハロゲンランプ	8個		
温度センサー	8個		
UVランプ	8個		
UV反射板	8個		
UV反射鏡	8組		
UV塗布部材	7個		
エアークイルターセット	24組		
フリントヘッド	35個		
(2) 随意契約の相手方を決定した日			
平成14年4月1日			
(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所			
ア 氏 名	日本アイデージシステム株式会社		
イ 住 所	東京都新宿区新宿4丁目3番17号		
(4) 随意契約に係る契約金額			
4型カード基板	400枚×3入		
高速型用リボン	1,000枚×1入×6種		
ラミネート剤	0.5ℓ×4入		
ヒートローラー上	1個当たり 23,000円		
ヒートローラー下	1個当たり 23,000円		
ハロゲンランプ	1個当たり 10,500円		
温度センサー	1個当たり 5,000円		
UVランプ	1個当たり 39,000円		
UV反射板	1個当たり 3,000円		

毎週火・金曜日発行

(札幌証券(株)札幌支店)内庶務課三十四番四十五号

印刷

刷集行

北海道総務部法制文書課  
富士プリント株式会社